

公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年4月1日

中野市長 湯本 隆英

1 工事の概要等

(1) 工事名

令和5年度 中野市情報通信施設更改工事（繰越明許）

(2) 工事場所

整備エリア：中野市豊田地区全域

豊田情報センター：中野市大字豊津 2508 番地

中野市役所：中野市三好町一丁目3番19号

テレビ北信ケーブルビジョン：中野市大字中野 1863 番地 1

(3) 工事概要

受信点設備：第一、第二受信点の整備 一式

空調換気設備：空調、被圧、排気設備の整備 一式

内装工事：機器室の改築 一式

外構施設：屋外配線管路の整備 一式

伝送路設備の整備 一式

電源設備整備：発電機の整備 一式

監視制御設備の整備 一式

ヘッドエンド設備：ヘッドエンド装置、光増幅器等の整備 一式

(4) 工期

市議会議決の日から令和7年3月31日まで

2 一般競争に参加する者に必要な資格に関する事項

中野市建設工事入札参加資格を有する2社又は3社が自主結成した特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）で、その構成員が次に掲げる条件を全て満たしており、かつ特定JVとして入札参加資格の確認を得た者とする。

なお、特定JVの出資率は2社による結成の場合は1社30%以上、3社による結成の場合は1社20%以上であること。

(1) 代表となる構成員の条件

ア 代表者は、最大の施工能力を有する者とし、その出資比率は構成員中最大で

あること。

イ 電気通信工事について、特定建設業の許可を有していること。

ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

エ 令和 4・5・6 年度中野市建設工事等入札参加資格者名簿に登載され、建津業法（昭和 24 年法律第 100 号）27 条の 23 第 1 項の規定による審査（以下「経営事項審査」という。）を受けた電気通信工事の総合評定値が 778 点以上を有する者であること。

オ 中野市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止規程（平成 17 年中野市訓令第 28 号。以下「指名停止規程」という。）の規定に基づく指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

カ 中野市、飯山市、山ノ内町、栄村、野沢温泉村、木島平村、長野市、須坂市、小布施町、信濃町、飯綱町及び高山村に本社又は営業所等が所在すること。

キ 建設業法第 26 条に定めるもののほか、「CATV 総合監理技術者」の資格を有し、十分な F T T H 方式の構築経験と技術をもった者を常駐させること。特定 J V においては、共同企業体の両者又はどちらかの構成員から、CATV 総合監理技術者の有資格者を配置することとし、建設業法第 26 条に定める技術者と兼ねることができる。

ク 同種工事の実績があること。同種工事の実績とは、公共機関等から発注された F T T H 方式によるケーブルテレビの光化工事を元請として、平成 31 年 4 月 1 日から公告日の前日までに、単体あるいは特定 J V の代表構成員として施工を完了した工事をいう。

ケ 本工事に許可業種に係る建設業法第 26 条に規定する監理技術者を専任で配置できること。ただし、同第 3 項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。

コ 本件工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本面その他の面において密接な関連があると認められる建設業者でないこと。

サ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていない者（更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）であること。

シ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者（再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）であること。

ス 中野市暴力団排除条例（平成 24 年中野市条例第 8 号）第 2 条第 2 号及び第 3 条に該当しない者であること。

(2) その他の構成員の条件

ア 電気通信工事又は電気工事について、一般建設業許可又は特定建設業許可を有していること。

- イ 令和4・5・6年度中野市建設工事等入札参加資格者名簿に登載され、建津業法（昭和24年法律第100号）27条の23第1項の規定による審査（以下「経営事項審査」という。）を受けた電気通信工事又は電気工事の総合評定値が671点以上であること。
- ウ 中野市に本社が所在すること。
- エ 本工事の許可業種に係る建設業法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
- オ 本件工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本面その他の面において密接な関連があると認められる建設業者でないこと。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていない者（更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- キ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者（再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- ク 中野市暴力団排除条例（平成24年中野市条例第8号）第2条第2号及び第3条に該当しない者であること。

3 入札参加資格確認申請に関する説明会等

入札参加資格確認申請に関する説明会及び現場見学会は開催しない。

4 競争参加資格等の確認手続

- (1) 本工事の入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を提出し、本工事に係る競争参加資格の確認を受けなければならない。

〔特定JVの申請〕

- ア 特定建設工事共同企業体参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 特定建設工事共同企業体協定書（様式第2号）

〔本工事の入札参加資格確認〕

- ウ 競争参加資格確認申請書（様式第3号）
- エ 予定技術者報告書（様式第4号）
- オ 施工実績調書（様式第5号）
- カ 経営規模等評価結果通知書等

- (2) 申請書類は、中野市総務部企画財政課管財係（市役所4階）で交付する。

なお、中野市の公式ホームページ（<http://www.city.nakano.nagano.jp>）からダウンロードすることもできる。

- (3) 申請書類は、次のとおり受け付ける。ただし、受付締切日の午後5時まで以下記提出先に必着とする。

ア 受付日時

令和6年4月1日（月）から令和6年4月11日（木）まで
午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

イ 提出先

中野市三好町一丁目3番19号
中野市総務部企画財政課管財係（市役所4階）

ウ 提出方法

(1)ア～カの順に左綴じした書類を1部持参すること。

5 資格確認結果の通知

入札参加資格の確認結果は、令和6年4月15日（月）に申請者に通知する。

6 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、市長に対してその理由の説明を求めることができる。

(2) (1)の説明を求める場合には、書面（書式自由）により次のとおり受け付ける。

ア 期日 令和6年4月16日（火）午後5時まで（必着）

イ 場所 中野市三好町一丁目3番19号
中野市総務部企画財政課管財係（市役所4階）

ウ 方法 持参によること。

(3) 市長は、令和6年4月17日（水）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 設計図書等の閲覧

本工事に係る設計図書等を次のとおり閲覧に供する。

なお、中野市の公式ホームページ（<http://www.city.nakano.nagano.jp>）から閲覧することもできる。

(1) 閲覧期間

令和6年4月1日（月）から令和6年4月11日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 閲覧時間

午前9時から午後5時まで

(3) 閲覧場所

中野市三好町一丁目3番19号
中野市総務部企画財政課DX推進係（市役所4階）

8 設計図書に対する質疑の受付

入札参加資格者は、設計図書について質疑がある場合は、質疑書を提出することができる。

(1) 受付日時

令和6年4月4日（木）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

原本ファイル形式（ワード形式）のまま、電子メールにて送信すること。

なお、送信後、下記提出先へ電話連絡すること。

(3) 提出先

中野市総務部企画財政課 DX 推進係

電子メール dx@city.nakano.nagano.jp

9 設計図書への質疑に対する回答

入札参加資格者から質疑書の提出があった場合は、令和6年4月8日（月）までに中野市の公式ホームページ（<http://www.city.nakano.nagano.jp>）に掲載するものとする。

10 入札

(1) 入札日時

令和6年4月19日（金）午前9時30分

(2) 入札場所

中野市役所 会議室 21

(3) 工事費内訳書

入札書に併せて入札価格に対応した工事費内訳書を提出すること。

(4) 開札

入札終了後直ちに行う。

11 適用する制度

中野市最低制限価格制度

12 入札保証金

(1) 入札参加者は、入札執行前に見積もった総額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。

ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、これを納めさせないことができる。

ア 入札参加者が、保険会社との間に当市を被保険者とする入札保証保険契約を

締結し、当該保証保険契約書を市長に提出して確認を得た場合

イ 入札参加者が、過去2年間に当市、国（公社及び公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上誠実に履行した実績を有し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと市長が認めた場合
ウ ア、イに掲げるもののほか、イに準ずるものであって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと市長が認めた場合

- (2) 落札者が契約を締結しないときは、納めないこととした金額に相当する金額を納付させることとし、当該者は、同一年度内に執行する他の入札への参加は認めないこととする。
- (3) 入札保証金は、落札者が決定したとき、直ちに還付するものとする。ただし、落札者に対しては、契約を締結した後これを還付し、又は契約保証金の納付に振り替えるものとする。

13 入札の執行等

- (1) 入札は、本人又は代理人が出席して行うものとする。また、書留郵便で入札書を差し出すこともできるが、この場合においては、封筒の表面に「令和5年度 中野市情報通信施設更改工事（繰越明許） 入札書」と明記することとし、入札日の前日午後5時までに到達しないものは無効とする。
- (2) 入札日において、本公告に示した一般競争に参加する者に必要な資格を満たしている者以外の者の入札は認めない。
- (3) この公告に示す入札日時に遅刻した者は、入札参加を認めない。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 一度提出した入札書及び工事費内訳書は書換え、引換え又は撤回することができない。
- (6) 入札回数は、2回までとする。
- (7) 落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじ引きを辞退することはできない。
- (8) 本一般競争入札に参加する資格があると確認された者は、入札執行の完了に至るまでは、(7)のくじ引きの場合を除き、いつでも入札を辞退することができる。

14 落札決定方法

予定価格（消費税を除く。以下同じ。）及び最低制限価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

15 契約の時期

本件については、地方自治法第96条第1項第5号に定める議決事件であるため、落札後5日以内に仮契約を締結し、中野市議会の議決があったときに、当該仮契約書を同法第234条第5項に定める契約書とみなす。

16 契約保証金

契約金額の10%以上の金銭的保証を求める。

17 前払金の適用

中野市建設工事に係る前金払及び中間前金払取扱要領の規定による範囲内で前金払を受けることができる。

18 部分払金の適用

中野市財務規則（平成17年中野市規則第42号）第136条の規定による回数の範囲内で部分払いを受けることができる。

19 債務負担行為の有無

無

20 火災保険付保の要否

要

21 週休2日工事

中野市週休2日工事実施要領第2条第1号に規定する発注者指定型週休2日工事

22 その他

- (1) 入札参加者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）等関係法令等に違反する行為を行ってはならない。
- (2) 入札を辞退する場合は、あらかじめ入札辞退届を書面にて提出すること。
- (3) 落札者は、2(1)ケに記載した配置予定技術者を病床、死亡、退職等の特別な理由があると市が認めた場合を除き、原則として、しゅん工まで変更することはできない。なお、変更する場合は同等以上の技術者を充て、市の了解を得ること。

※ 問い合わせ

公告の内容：中野市総務部企画財政課管財係

電話 0269-22-2111 内線222

工事の内容：中野市総務部企画財政課DX推進係

電話 0269-22-2111 内線217